

見積書兼請書(工事)

令和 年 月 日

(あて先) 三鷹市長

本書記載のとおり見積り、受注のときは記載のとおり、下記の条項を遵守のうえ
請け負います。

収入印紙

(請書)

受注者のみ貼付

- 1 工 事 件 名 :
- 2 契 約 番 号 : 号
- 3 履 行 場 所 :
- 4 請 負 工 事 費 : ￥
(うち取引に係る消費税・地方消費税額￥)
- 5 契 約 内 容 : 別紙のとおり
- 6 履 行 期 間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 7 契 約 確 定 日 : 令和 年 月 日
- 8 支 払 方 法 : 工事竣工検査合格後1回払い 請求書受理後40日以内とする。
- 9 前払金・中間前払金 : 該当 (前払金 契約金額の4割、中間前払金 契約金額の2割) ・ 非該当
- 10 見積書有効期間 : 日間
住所
商号
代表者 印
電話番号

- 1 履行期限内の本工事の完成を厳守すること。
- 2 工事が完成し引渡しをするときは、市の検査に合格しなければならないこと。
- 3 工事の施工及び現場内の取り締まりに関しては、すべて市の指揮監督に従うこと。
- 4 工事の使用材料は、市の検査を受け合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、市の立会いのもとに施工すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、市から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期限の延長の請求はできないこと。
- 7 前払金及び中間前払金については、市の取扱要綱に従い請求すること。但し、契約金額50万円未満の工事、単価契約の工事及び非常災害等の急を要する工事等を除く。
- 8 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
(1) 10及び11以外の理由により、履行期限内に本工事が完成しないとき。
(2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。
(3) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年2月4日付け24三総契第348号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第3条第1項各号に該当するとき。
- 9 8に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。
- 10 天災事変その他請負人の責めに帰することができない理由によって、履行期限までに完成の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に市に履行期限の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が市において正当と認められないときは、11に定める遅延違約金を支払うこと。
- 11 10以外の理由によって、履行期限内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして市の承諾を受け、遅延違約金(履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。))を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。)を支払い、工事を完成させること。
- 12 暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号に該当する者に下請負又は受託(二次以降の下請負又は受託を含む。)をさせないこと。
- 13 暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに市に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 14 以上のほかここに定めのない事項については、市と協議して定める。